

マツダ株式会社に対する勧告について

平成20年6月27日
公正取引委員会

公正取引委員会は、マツダ株式会社（以下「マツダ」という。）に対し調査を行ってきたところ、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）の規定に違反する事実が認められたので、本日、同法第7条第2項の規定に基づき、同社に対して勧告を行った。

1 関係人の概要

事業者名	本店所在地	代表者
マツダ株式会社	広島県安芸郡府中町新地3番1号	代表取締役 井巻 久一

2 勧告の概要等

(1) 違反事実の概要

マツダは、業として行う販売の目的物たる乗用車及びトラックに使用する部品の製造を下請事業者に委託しているところ、平成17年7月から同18年11月までの間、単価改定について合意した下請事業者に対し、単価改定の合意日前に発注した部品について単価改定後の単価をさかのぼって適用し、下請事業者に支払うべき下請代金の中から単価改定前の単価と単価改定後の単価との差額に相当する額を差し引くことにより、下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、当該下請事業者に支払うべき下請代金の額を減じていた（減額した金額は、下請事業者58社に対し、総額7億7863万9485円である。）。

マツダは、公正取引委員会が下請法の規定に基づき調査を開始したところ、平成20年3月7日及び同月31日開催の取締役会において、前記の減額行為が下請法の規定に違反するものであること、今後、下請事業者の責に帰すべき理由がないのに下請代金の額を減じないこと、再発防止策を講じること等を決議し、その内容を自社の役員及び従業員に連絡するとともに、自社が採った措置をすべての下請事業者に連絡している。さらに、マツダは平成20年3月10日に下請事業者に対し減額分を返還している。

(2) 勧告の概要

今後、再び下請事業者の責に帰すべき理由がないのに下請代金の額を減じることのないよう、自社の発注担当者に対する下請法の研修を行うなど社内体制の整備のために必要な措置を講じること。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局経済取引局取引部下請取引調査室 電話 03-3581-3374（直通）
ホームページ	http://www.jftc.go.jp

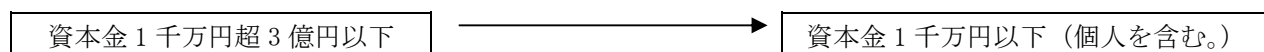
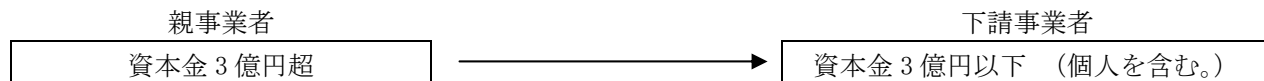
下請法の概要

● 目的（第1条）

下請取引の公正化・下請事業者の利益保護

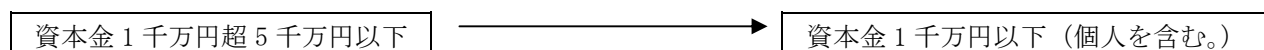
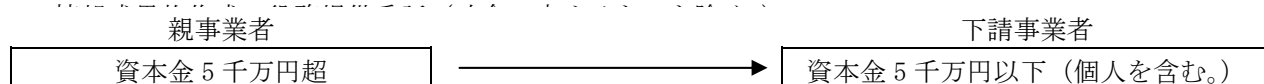
● 親事業者、下請事業者の定義（第2条第1項～第8項）

a. 物品の製造・修理委託及び政令で定める情報成果物作成・役務提供委託



※ 政令で定める情報成果物作成委託…プログラム

政令で定める役務提供委託…運送，物品の倉庫における保管，情報処理



● 親事業者の義務（第2条の2，第3条，第4条の2，第5条）及び禁止事項（第4条第1項，第2項）

a. 義務

- (ア) 書面の交付義務（第3条）
- (イ) 書類の作成・保存義務（第5条）
- (ウ) 下請代金の支払期日を定める義務（第2条の2）
- (エ) 遅延利息の支払義務（第4条の2）

b. 禁止事項

- (ア) 受領拒否の禁止（第4条第1項第1号）
- (イ) 下請代金の支払遅延の禁止（第4条第1項第2号）
- (ウ) 下請代金の減額の禁止（第4条第1項第3号）
- (エ) 返品 of 禁止（第4条第1項第4号）
- (オ) 買ったたきの禁止（第4条第1項第5号）
- (カ) 購入・利用強制の禁止（第4条第1項第6号）
- (キ) 報復措置の禁止（第4条第1項第7号）
- (ク) 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止（第4条第2項第1号）
- (ケ) 割引困難な手形の交付の禁止（第4条第2項第2号）
- (コ) 不当な経済上の利益の提供要請の禁止（第4条第2項第3号）
- (サ) 不当な給付内容の変更・やり直しの禁止（第4条第2項第4号）

下請代金支払遅延等防止法（抄）

（昭和三十一年六月一日法律第二百十号）

（定義）

第二条 この法律で「製造委託」とは、事業者が業として行う販売若しくは業として請け負う製造（加工を含む。以下同じ。）の目的物たる物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料若しくはこれらの製造に用いる金型又は業として行う物品の修理に必要な部品若しくは原材料の製造を他の事業者へ委託すること及び事業者がその使用し又は消費する物品の製造を業として行う場合にその物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料又はこれらの製造に用いる金型の製造を他の事業者へ委託することをいう。

7 この法律で「親事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円を超える法人たる事業者（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十六号）第十四条に規定する者を除く。）であつて、個人又は資本金の額若しくは出資の総額が三億円以下の法人たる事業者に対し製造委託等（情報成果物作成委託及び役務提供委託にあつては、それぞれ政令で定める情報成果物及び役務に係るものに限る。次号並びに次項第一号及び第二号において同じ。）をするもの

8 この法律で「下請事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 個人又は資本金の額若しくは出資の総額が三億円以下の法人たる事業者であつて、前項第一号に規定する親事業者から製造委託等を受けるもの

（親事業者の遵守事項）

第四条 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、次の各号（役務提供委託をした場合にあつては、第一号及び第四号を除く。）に掲げる行為をしてはならない。

- 三 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減ずること。

（勧告）

第七条

- 2 公正取引委員会は、親事業者が第四条第一項第三号から第六号までに掲げる行為をしたと認めるときは、その親事業者に対し、速やかにその減じた額を支払い、その下請事業者の給付に係る物を再び引き取り、その下請代金の額を引き上げ、又はその購入させた物を引き取るべきことその他必要な措置をとるべきことを勧告するものとする。